

泉南市部落差別解消 推進基本方針・プランを学ぼう！



日時：令和 7 年 10 月 24 日(金)
15:00～16:45

場所：泉南市総合福祉センター
(あいびあ泉南) 1F 大会議室

「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されました。

この法律は、現在もなお「部落差別」が存在すること、また、国や地方公共団体の責務として、部落差別解消に関する施策を講じ、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査を行うことを明示しています。

今回の講演会では、令和 7 年 5 月に策定された「泉南市部落差別解消推進基本方針・プラン」をもとに、「部落差別はまだあるの？どこにあるの？なくせるの？」という3つの問について考えます。

詳細

【申 込】申込不要（定員は100名で先着順）。入場料は無料。

【一時保育】対象は1歳以上の子ども

（定員は12名で定員に達した場合は抽選）。

※申込及び一時保育につきましては、10月10日（金）までに電話、FAX、Eメール等で人権推進課へお申し込みください。

【そ の 他】手話通訳あります。

車でお越しの際は、右図①の樽井財産区駐車場（あいびあ横グラウンド）をお使いください。

【問 合 せ】泉南市行政経営部人権推進課

TEL 072-480-2855

FAX 072-482-0075

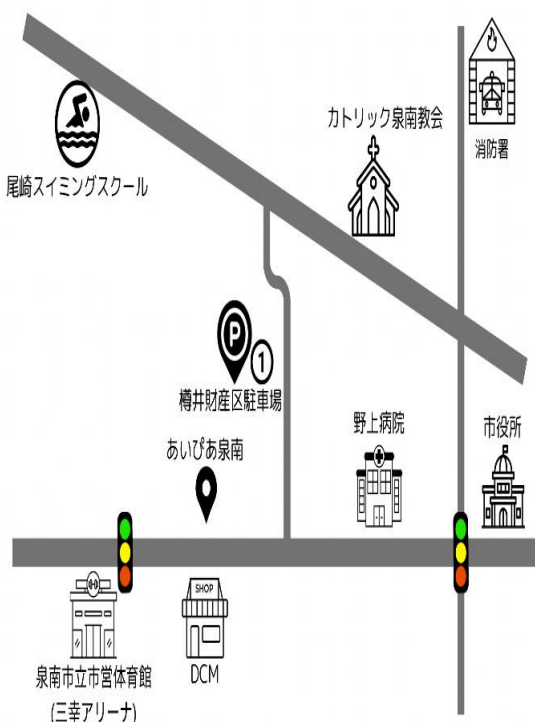
E-mail: jinken@city.sennan.lg.jp



おくだ ひとし

講師：奥田 均さん

(近畿大学 名誉教授)



主催：泉南市・泉南市教育委員会・泉南市人権啓発推進協議会・岸和田人権擁護委員協議会泉南市地区委員会・
(一社) 泉南市人権協会・泉南市人権教育研究協議会・泉南市在日外国人教育研究協議会・泉南市事業
所人権推進連絡会・阪南市事業所人権問題連絡会・岬町事業所人権問題連絡会

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成 28 (2016) 年 12 月 16 日公布